

米国における日本式カレーの統合型マーケティング・コミュニケーションプランの
企画・立案・実施の企画競争に係る募集公告

下記の募集要領に基づき、全日本カレー工業協同組合（以下「組合」という。）が実施する事業の事業協力者を公募します。

令和7年7月7日

全日本カレー工業協同組合
専務理事 和田 務

米国における日本式カレーの統合型マーケティング・コミュニケーションプランの
企画・立案・実施事業協力者の公募要領

1 趣旨

組合では、米国消費者に向けた日本式カレーへの理解促進および喫食促進のための「米国における日本式カレーの統合型マーケティング・コミュニケーションプラン」を企画・立案・実施する事業協力者を、広く公募します。

2 契約の目的の仕様等

仕様書のとおり（別途、関係書類として配布）。

3 応募者に必要な資格に関する事項

公募に参加する者は、以下の参加要件を満たす者としてします。

①仕様書に記載の「受託者の要件」を満たす者。

②全省庁統一資格を有する者であり、令和7・8・9年度の資格の種類「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。

③特別の理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、公募に参加することはできません。

④組合との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間が経過していない場合は、本公募に参加できません。

ア．契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ．競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者

ウ．落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ．地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ. アからオに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

⑤競争から反社会的勢力を排除するため、公募に参加しようとする者は、以下のいずれにも該当しないこと、かつ、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、公募参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、公募への参加資格を無効とします。

ア. 応募者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。

エ. 応募者又は応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

4 契約の条件

（1）契約の方法

組合は、8に定める審査の結果、契約候補者として選定された者と事業内容や契約内容等について最終的な協議を行った上で、契約を締結します。

（2）契約の相手

本契約の相手は、組合が示す「請負契約書」により契約を締結できる者としてします。

（3）履行期限

令和8年2月27日まで

5 関係書類の交付および公募説明会に関する事項

(1) 関係書類の交付

本公募に関する関係書類（各種様式、契約候補者の選定基準の詳細、契約書案等）は、(2)の公募説明会に参加した方に対して、別途Eメールで交付します。

(2) 公募説明会（WEB会議にて開催）

①公募説明会日時：令和7年7月15日（火）15時00分

②公募説明会への参加方法

- ・ 応募者が、説明会への参加を希望する場合には、令和7年7月11日（金）15時00分までにEメールにて登録しなければいけません。
- ・ Eメールには、件名を「公募説明会参加登録希望（米国における日本カレーの統合型マーケティング・コミュニケーションプランの企画・立案・実施業務）」とし、説明会参加者全員の①会社名、②住所、③所属部署、④役職、⑤氏名、⑥電話番号、⑦Eメールアドレスを明記してください。会社名については、公募に参加する会社名で登録してください。
- ・ 組合は、公募説明会当日までに、WEB会議（Teamsミーティング）の参加に必要なIDとパスワードを、登録されたEメールアドレスへ送付します。

(3) 質問の受付

①質問の受付方法：Eメール

②質問の受付期間：原則として、公募説明会終了時から令和7年7月22日（火）12時00分まで

③質問の回答方法：Eメール

6 応募方法等

(1) 提出書類

①本公募への応募を希望される方は、以下の②に掲げる提出書類を作成し、令和7年7月25日（金）午前11時00分までに持参又は郵送等により提出してください。なお、郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留等配達記録の残る方法としてください。

②提出書類は以下の通りとします。

- ・ 公募参加申請書 2部
- ・ 競争参加資格を有することを証明する書類（全省庁統一資格の資格審査結果通知書）の写し 2部
- ・ 評価項目一覧 2部
- ・ 企画提案書 5部
- ・ 公募参加資格確認申請書 2部
- ・ 支出明細書（参考） 5部

③組合は、応募者に対して追加の資料提出を求める場合があります。

(2) 提出場所

〒111-0051

東京都台東区蔵前3丁目20番1号 山岸ビル 502号

全日本カレー工業協同組合 担当者 あて

(3) 提出書類作成に要する費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は負担しません。

(4) 提出書類の返却の可否等

提出書類は返却しません。

なお、提出書類は、本公募に係る事務手続以外に使用しません。

(5) 提出書類等に係る注意事項

- ①提出書類に虚偽の記述を行った場合は、当該提出書類を無効にするとともに、当該提出書類の提出者に対して以後組合の実施する公募等への参加停止を行うことがあります。また、記入漏れがある場合は、審査の対象とならないことがあります。注意してください。
- ②関係書類及び関係する法令や規程を熟読し、本事業について十分理解した上で提出書類を作成してください。
- ③提出書類については、本事業の円滑な実施のためもしくは法令等定めにより公表または第三者に提供する場合があります。
- ④契約候補者は、企画競争の結果最適者として選定されただけであり、契約の手続きの完了までは、組合との契約関係を生じるものではありません。
- ⑤この公募に関して書類に記入された個人情報、契約先選定のために利用します。

7 企画提案書

企画提案書の様式は任意ですが、「提案書の記載方法」（本公募に関する関係書類として、公募説明会参加者へ配布）に従って作成してください。

8 選定方法・選定基準

(1) 書類審査

提出された応募書類をもとに、「3 応募者に必要な資格に関する事項」を満たしているか否かを審査します。結果については、応募書類受領期限後、速やかに応募者へ連絡します。

(2) プレゼンテーション

以下「9 企画提案書のプレゼンテーション」をご参照ください。

(3) 選定基準

組合役職員及び外部の有識者等により構成する審査委員会を設置し、評価基準に基づいて企画提案書を各審査委員が評価します。

各審査委員の評価を点数化し、必須評価項目における最低限の要求水準を全て満たす企画提案書のうち点数が高かったものから順に契約候補者とします。

評価基準の詳細については、関係書類に掲載しております。

9 企画提案書のプレゼンテーション

審査委員会の開催にあたり、各応募者は提出した企画提案書について以下の要領で審査委員及び事務局に対してプレゼンテーションを行います。

- (1) プレゼンテーションは1応募者あたり30分以内とし、その後15分以内の質疑応答を行う予定です。
- (2) プレゼンテーションへの参加者は、1者2名までとします。
- (3) プレゼンテーションは令和7年7月28日(月)に日本食品海外プロモーションセンター(JF00D0)会議室(〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル7F)において開催することとし、時間等の詳細は企画提案書の提出状況を踏まえ別途通知します。
- (4) プレゼンテーションは原則として実地にて実施します。

10 選定結果の通知

結果は後日すべての参加者に通知します。

選定理由等の問い合わせには一切応じない旨、ご了承ください。

11 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

なお、原則として平日9時30分～17時(12時～13時を除く。)のみ対応しております。

〒111-0051

東京都台東区蔵前3丁目20番1号 山岸ビル 502号

全日本カレー工業協同組合(担当:和田)

電話:03-5687-1793

メール:curry☆mx4.alpha-web.ne.jp(☆を@に変換して使用してください。)